

=用語解説=

新耐震基準

昭和56年に改正された、現行の耐震基準です。昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して適用されます。

耐震診断

耐震診断は、新耐震基準施行以前の建物(旧耐震基準)について、地震に対する安全性(耐震性能)を構造力学上診断するものです。診断の結果はIs値等の数値で示されます。耐震診断には、危険性の低い建物の抽出のために行なわれる一次診断と、より詳細に調査し補強内容検討も行なわれる二次診断があります。

Is値

Is値は、建物の耐震性能を表す構造耐震指標です。国土交通省ではIs値が0.3未満であれば「震度6強以上の大規模地震で崩壊または倒壊する危険性が高い」としています。また二次診断で0.6以上のIs値があれば必要な強度を満たすとされていますが、文部科学省では子どもの安全を守り地震時の避難所となる観点から0.7以上に補強するよう求めています。

耐力度調査

耐震診断は、建物が地震に対してどの程度耐え得る力を有しているかについて構造力学上から診断するものです。一方、耐力度調査は、建物の構造耐力・経年による耐力低下・立地条件による影響の3つの項目を総合的に調査し、建物の老朽状況を評価するものです。調査の結果所要の耐力度に達しない(〈例〉鉄筋コンクリート造の建物は4,500点)ものについて危険建物として文部科学省改築事業の補助対象としています。

CT×SD値

建物にある程度の強度を確保する目的の建物の形状(SD)や累積強度(CT)の指標に関する判定基準です。Is値が高い数値であっても、CT×SD値が0.3以下では安全としません。

q 値

保有水平耐力に係る指標で、1.0以上あれば倒壊や崩壊の危険性が低く、1.0未満では危険性があるとされています。(保有水平耐力とは、建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さをいい、各階の柱・耐力壁及び筋かいが負担する水平せん断力の和として求められる値をいいます。)